

令和6年2月22日

令和6年度上期奈良県立病院機構医薬品取引業務 質疑回答②

No.	質問	回答
2	提出物様式5の事業者同種業務受注実績一覧表に添付する※記載業務に関する契約書（表紙）の写しなど、契約締結が分かる資料を添付することとありますが売買契約書の秘密保持の観点から当該施設の了承を得る必要がありますが提出期限までに間に合わないため、添付することが困難な状況です。対応をご教示いただけますと幸いです。	「契約締結が分かる資料」については、記載業務に関する契約書に限らず、同種業務を受注していることがわかるような資料であれば問題ありません。なお、契約書の写しを添付する場合、秘密保持の観点から一部箇所に黒塗りを行う対応でも差し支えございません。
3	事業者選定基準<提案1>配送・納品方法について【・配送・納入のコスト削減のため効果的な方策を有しているか】については、納入業者としての方策・コスト削減という理解でよろしいでしょうか？	お見込みのとおりです。
4	前回ご提案し病院様と協議中の内容は、継続提案させて頂きたいので、今回再度ご提案して問題ありませんか？ご提案したものが採用されれば、半年に一度のプロポーザルで、ご提案できる内容が限られていきます。今後、提案後に採用されたことを評価・考慮することは考えておられますでしょうか？	提案内容について、過去に提案があったものであるか否かは問いません。あくまで本プロポーザルにおいて提案がなされた内容について評価を行います。
5	前回の選定基準になかった「配送納入コスト削減のため効果的な配送・納入方法を有しているか」について、現在配送コストを別途頂いているわけではないため、現在の配送コスト・人件費高騰を吸収し、病院様と協力しながら削減したコストを納入価格に転嫁できる能力があるか、というのが評価ポイントという認識でよいでしょうか？ または、厚労省からの通達に関連する事項として、配送納入コスト削減策を評価されるのでしょうか？	No. 3で回答のとおりです。

No.	質問	回答
6	以前の見積競争の契約期間は1年間でしたが、前回、今回と契約期間は半年間です。厚労省の流通改善ガイドラインでは、年間契約等のより長期の契約を基本とするという方向性ですが、契約期間を半年間に設定されている一番の理由を教えてください。	当機構の内部の方針となるため、お答えできません。